

令和8年度 熊本市桃尾墓園 ～ 墓地使用者募集要項 ～

○墓地の名称

熊本市桃尾墓園

○所在地

熊本市東区戸島町777番地

※詳しくは、交通案内図をご覧ください。

○募集期間と応募方法

- ・ 募集期間：令和8年（2026年）4月15日（水） から
令和8年（2026年）12月31日（木） まで
※上記期間中の土・日・祝日を除きます。

- ・ 応募方法：窓口又は郵送での応募が可能です。

- ・ 受付窓口：熊本市役所10階健康福祉政策課、各区役所福祉課、
各総合出張所

- ・ 受付時間：午前9時から午後4時30分まで

※健康福祉政策課のみ、郵送でのご応募を受け付けております。

※郵送の場合、令和8年（2026年）12月31日（木）までの消印を有効とします。

○抽選会

実施方法については、2ページの「7 使用区画の決定（公開抽選）」をご覧ください。

募集要項の内容及び現地を十分にご確認のうえ、ご応募ください。

郵送先・問合せ先

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市健康福祉政策課 施設管理班

電話 096-328-2340

目 次

1	桃尾墓園の概要	・・・・・・・・ 1 ページ
2	募集区画数	・・・・・・・・ 1 ページ
3	永代使用料	・・・・・・・・ 1 ページ
4	交通案内図	・・・・・・・・ 1 ページ
5	応募資格	・・・・・・・・ 2 ページ
6	応募方法・必要書類等	・・・・・・・・ 2 ページ
7	使用区画の決定（公開抽選）	・・・・・・・・ 3 ページ
8	結果発表	・・・・・・・・ 3 ページ
9	使用料の納入と墓地使用許可証の交付	・・・・・・・・ 3 ページ
10	墓碑等の設置について	・・・・・・・・ 4 ページ
	【募集スケジュール】	・・・・・・・・ 4 ページ
	【桃尾墓園園内案内図】	・・・・・・・・ 5 ページ
	【参考1】	・・・・・・・・ 6 ページ
	【参考2】	・・・・・・・・ 7 ページ
	【墓地使用許可申請書記載例】	・・・・・・・・ 8 ページ

1 桃尾墓園の概要

豊かな自然環境に恵まれた桃尾墓園は、都市計画法に基づく事業認可を受けて昭和49年に開設され、その後多くの市民の皆様にご利用いただいております。

今年度は、第1墓域において、芝生墓地90区画程度の使用者を募集いたします。

2 募集区画数

【芝生墓地】

第1墓域	90区画程度
------	--------

3 永代使用料 芝生墓地 1区画 60万円

4 交通案内図 所在地 熊本市東区戸島町777番地



- ・市内中心部から約15 kmです。
- ・お車をご利用の方は、すぐ近くまで乗り入れることができます。

5 応募資格

- ① 熊本市民（熊本市に住民登録をされている方）で、祭祀の主宰者（主となって先祖を祀っていく方）であること（分骨可）。

※現在遺骨を有していない方で、将来、祭祀の主宰者となる予定の方も応募可能です。ただし、遺骨を有する方を対象とする第3回抽選まで終えた時点で余剰の区画がある場合のみとなります。

- ② 墓地使用許可後、3年以内に墓碑を建立すること。

・3年以内に墓碑を建立しない場合、使用許可が取り消しとなります。

- ③ 応募は、1世帯1区画であること。

・ご使用いただく区画を申し込み時に指定することはできません。

・同一世帯の方で、二重に墓地使用の応募はできません。

・既に市営墓地をご使用の方は、複数の区画はご使用いただけないため、当選時には、現在ご使用の墓地について、廃止の届け出をしていただく必要があります。

※二重の申し込み等の不正な申し込みと認められる場合には、関係する全ての応募を無効とします。

6 応募方法・必要書類等

【窓口での申込】

・墓地使用許可申請書に必要事項を記入し、熊本市役所10階健康福祉政策課へご提出ください。

・身分証明書をご提示ください。（マイナンバーカード、運転免許証等）

※窓口には申請者本人かご家族の方がお越しくください。

※ご家族の方がお越しの場合は、墓地使用者として応募をされる方及び窓口にお越しになる方の身分証明書の両方をお持ちください。

【郵送での申込】

・墓地使用許可申請書に必要事項を記入し、熊本市健康福祉政策課宛に郵送してください。

・身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）の写しを同封してください。

・令和8年（2026年）12月31日（木）までの消印を有効とします。

※マイナンバーカードは、「個人番号の記載がない面」の写しをご提出ください。

《注意事項》

・電話での申込や業者などの第三者による代行申請は受け付けません。

・審査のため、戸籍謄本などの書類を提出していただく場合があります。

・使用許可は、現状の環境に基づきますので、現地を確認のうえ、ご応募ください。

7 使用区画の決定（公開抽選）

ご使用区画は、遺骨を有する方を優先して、抽選により決定いたします。

なお、抽選会を欠席された場合は、健康福祉政策課でご使用区画を決定させていただきます。

遺骨を有する方を対象とする第3回抽選まで終えた時点で余剰の区画がある場合には、遺骨を有しない方を対象とする抽選を行い、ご使用区画を決定いたします。

※詳しくは、4ページの【募集スケジュール】をご覧ください。

○第1回抽選 令和8年（2026年）7月9日（木）

令和8年（2026年）4月15日（水）から令和8年（2026年）6月30日（火）までに申し込まれた方のうち遺骨を有する方が対象です。

○第2回抽選 令和8年（2026年）10月28日（水）

令和8年（2026年）7月1日（水）から令和8年（2026年）9月30日（水）までに申し込まれた方のうち遺骨を有する方が対象です。

○第3回抽選 令和9年（2027年）1月19日（火）

令和8年（2026年）10月1日（木）から令和8年（2026年）12月31日（木）までに申し込まれた方のうち遺骨を有する方が対象です。

○生前申込者抽選 令和9年（2027年）1月19日（火）

令和8年（2026年）4月15日（水）から令和8年（2026年）12月31日（木）までに申し込まれた方のうち遺骨を有しない方が対象です。

※窓口受付は、平日のみ行います。郵送受付は、各募集期間内までの消印を有効とします。

※いずれかの抽選において、募集区画の使用者が全て決定した場合、それ以降の募集は行いません。

8 結果発表

抽選後、当選された方へ、決定通知及び納付書等書類一式を郵送いたします。抽選後の詳しい日程については、抽選会にてご説明いたします。

9 永代使用料の納入と墓地使用許可証の交付

納付書送付時に指定する期限（抽選会后約4週間程度）までに、取扱金融機関で一括納入してください。（指定の納付書をご使用ください。）

納付期限後、納付が確認できた方に「墓地使用許可証」を郵送いたします。

10 墓碑等の設置について

熊本市墓地条例施行規則第8条（別表）に基づき、7ページの【参考2】にある芝生墓地の規格を遵守し、建立してください。

また、墓石の向きは、園路側を正面としてください。

【注意事項】

- ・ 抽選後の区画の変更はできません。
- ・ 期限までに墓地使用料の納付が確認できない場合は、当該区画の当選を無効とし、次回の抽選に回す、又は次順位の方へご案内することがあります。

【募集スケジュール】

	募集期間	募集受付場所	抽選日時	抽選場所
第1回	令和8年（2026年）4月15日（水）～ 令和8年（2026年）6月30日（火）	健康福祉政策課 各区役所福祉課 各総合出張所	令和8年（2026年） 7月9日（木） 午前10時～	市役所10階 会議室
第2回	令和8年（2026年）7月1日（水）～ 令和8年（2026年）9月30日（水）		令和8年（2026年） 10月28日（水） 午前10時～	
第3回	令和8年（2026年）10月1日（木）～ 令和8年（2026年）12月31日（木）		令和9年（2027年） 1月19日（火） 午前10時～	
生前 申込	令和8年（2026年）4月15日（水）～ 令和8年（2026年）12月31日（木）		令和9年（2027年） 1月19日（火） 午後2時～	

※窓口受付は、平日のみ行います（午前9時から午後4時30分まで）。郵送受付は各募集期間内の消印まで有効。

※抽選会の日時や場所は、変更する場合があります。

※生前申込（遺骨を有しない方の申し込み）については、第1回から第3回までに抽選で決定した遺骨を有する方の合計区画数が、今年度の募集区画数を下回った場合にのみ、区画決定の抽選を行います。

【桃尾墓園 園内案内図】



今年度の募集区画は、 で囲んだ箇所です。

【参考1】

墓地使用上の注意

- 既納の使用料は返還しません。 (条例第8条)
- 墓地の使用権は他人に譲渡又は転貸してはいけません。 (条例第9条)
- 使用墓地が不要になったときは、すみやかに墓地を原状に回復して返還しなければなりません。 (条例第13条)

- 次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取消します。
 - 1. 偽り又は不正な手段により使用許可を受けたとき。 (条例第12条(1))
 - 2. 許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。 (条例第12条(2))
 - 3. 許可の条件に違反したとき。 (条例第12条(3))
 - 4. 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。 (条例第12条(4))
 - 5. 使用許可を受けた日から3年を経過しても墓地を使用しないとき。 (条例第12条(5))
 - 6. 使用者が死亡した日から起算して5年を経過しても、祭祀を承継すべき者がいないとき。 (条例第16条1(1))
 - 7. 使用者の住所が10年以上明らかでないとき。 (条例第16条1(2))
- 次の各号のいずれかに該当するときは、市長に届け出てください。 (窓口：健康福祉政策課)
 - 1. 許可証の記載事項に変更があったとき。 (記載事項変更届)
 - 2. 許可証を紛失したとき。 (再交付願)
 - 3. 墓碑又は墓標を設置するとき。 (工事着手届)
 - 4. 墓地内の土地を一時使用するとき。 (一時使用許可願)
 - 5. 墓地使用者が本市外に転居したとき。 (管理人届)
 - 6. 祖先の祭祀をつかさどるべき者が墓地の使用権を承継しようとするとき。 (墓地承継使用許可申請)
- 次に掲げる行為をしてはなりません。(禁止行為)
 - 1. 物品の販売、宣伝、勧誘、寄附の募集その他これらに類する行為 (条例第6条の2(1))
 - 2. 墓地の施設及び設備を毀損し、滅失し、又は汚損する行為 (条例第6条の2(2))
 - 3. 火災、爆発等の危険を生じおそれのある行為 (条例第6条の2(3))
 - 4. 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為 (条例第6条の2(4))
 - 5. 墓地の管理上支障があると市長が認める行為 (条例第6条の2(5))
- (工作物の制限)
 - 1. 建物その他工作物(碑石等を除く)を建設すること。 (条例第10条(1))
 - 2. 墓地の地形を変えること。 (条例第10条(2))
 - 3. 樹木を植えること。 (条例第10条(3))
- 使用者は、常に所有する墓地を清潔にし、その保全に努めてください。 (条例第11条)

【参考2】 芝生墓地をお申し込みの皆様へ

芝生墓地の規格

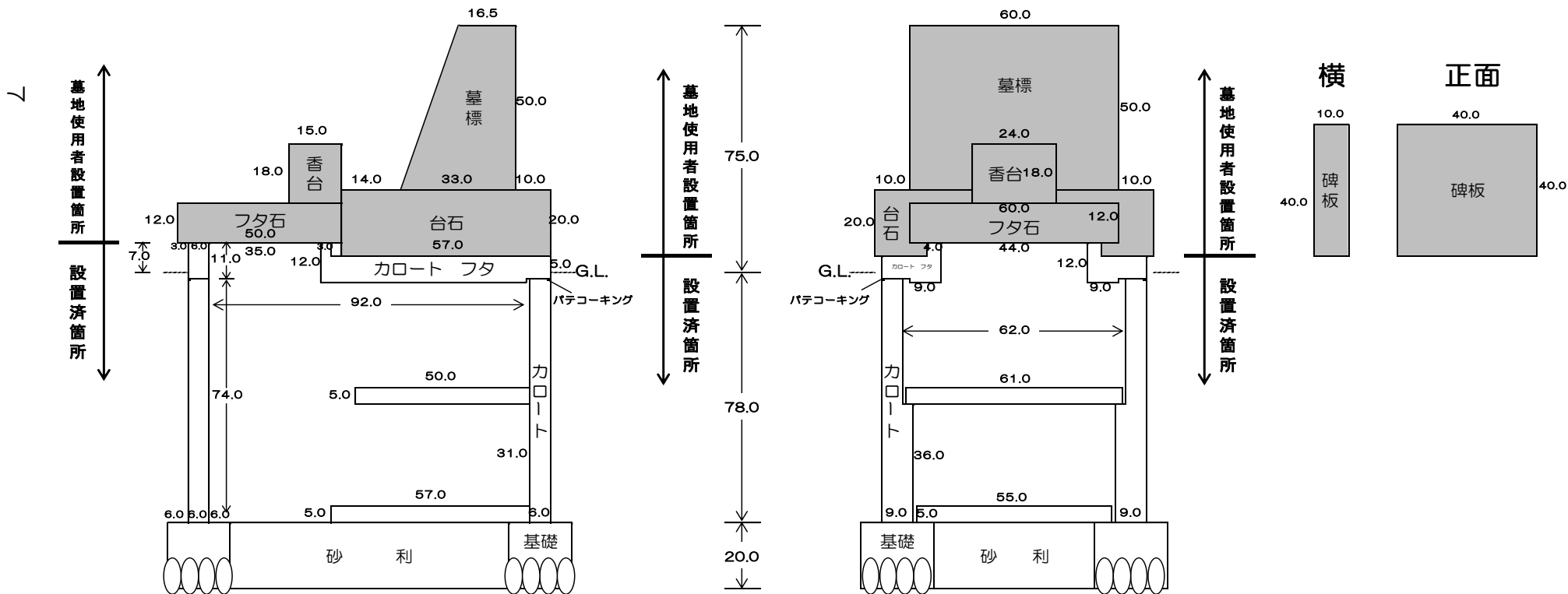
区分	間口 (単位cm)	奥行 (単位cm)	高さ (単位cm)	材質	備考
墓標	60.0	上 16.5 下 33.0	50.0	自然石	墓地使用者設置箇所
台石	80.0	57.0	20.0	自然石	
ふた石	60.0	50.0	12.0	自然石	
香台	24.0	15.0	18.0	自然石	
碑板	40.0	10.0	40.0	自然石	
納骨堂（内のり）	62.0	92.0	74.0	鉄筋コンクリート	設置済箇所

※注意事項

- 熊本市墓地条例施行規則第8条（別表）により、左記の通り墳墓等の規格が決められています。
- 碑板を設置するための台座石が別途必要になります。
- 結露により骨壺内に水が溜まる恐れがあります。

横

正面



【墓地使用許可申請書記載例】

<h1 style="margin: 0;">墓地使用許可申請書</h1>		整理番号
墓地名	熊本市 桃尾 墓園 (第1墓域)	
面積	芝生墓地	
申請者の現状	1 墓地所有の有無	無・ <input checked="" type="radio"/> 有(所在地 ○○市××町△△番地 □□墓地)
	2 遺骨の保管場所	所在地 ○○市××町△△番地 □□納骨堂
	3 墓碑建設の時期	令和 9 年 5 月頃 建設予定 ※3年以内に建立
	4 申請の理由	続柄 氏 名 亡(父)(熊本 太郎)の納骨のため
遺骨を有しない場合は、「生前」と記入してください 上記のとおり。		
令和 8 年 4 月 15 日		申請日を記入して下さい
住 所 熊本市中央区手取本町1番1号		
ふりがな くまもと はなこ		押印は不要です
氏 名 熊本 花子		
電話番号 328-2340、090-1234-5678		
熊本市、連絡の取れやすい携帯番号の記載もお願いします		

墓地使用許可申請書		整理番号
墓地名	熊本市 桃尾 墓園 (第1墓域)	
面積	芝生墓地	
申請者の現状	1 墓地所有の有無	無 ・ 有 (所在地)
	2 遺骨の保管場所	所在地
	3 墓碑建設の時期	令和 年 月頃 建設予定
	4 申請の理由	続柄 氏 名 亡 () () の納骨のため
上記のとおり墓地を使用したいので関係書類を添えて申請します。		
令和 年 月 日		
住所 _____		
ふりがな		
氏 名 _____		
電話番号 _____		
熊本市長 大西 一史 様		